

まちの明日、私たちの^{しょうらい}将来を考え、話し合うところ

こんにちは川崎市議会です

川崎市議会キッズページ



わたしたちは毎日、水道の水を使い、道路を通って学校に行き、公園で遊んだりしています。

水道、道路、学校、公園などをつくったり、管理したりするのは主に川崎市のしごとで、どれも大切なことばかりです。ですからみんなで話し合い、つくり方や使い方を決める必要があります。

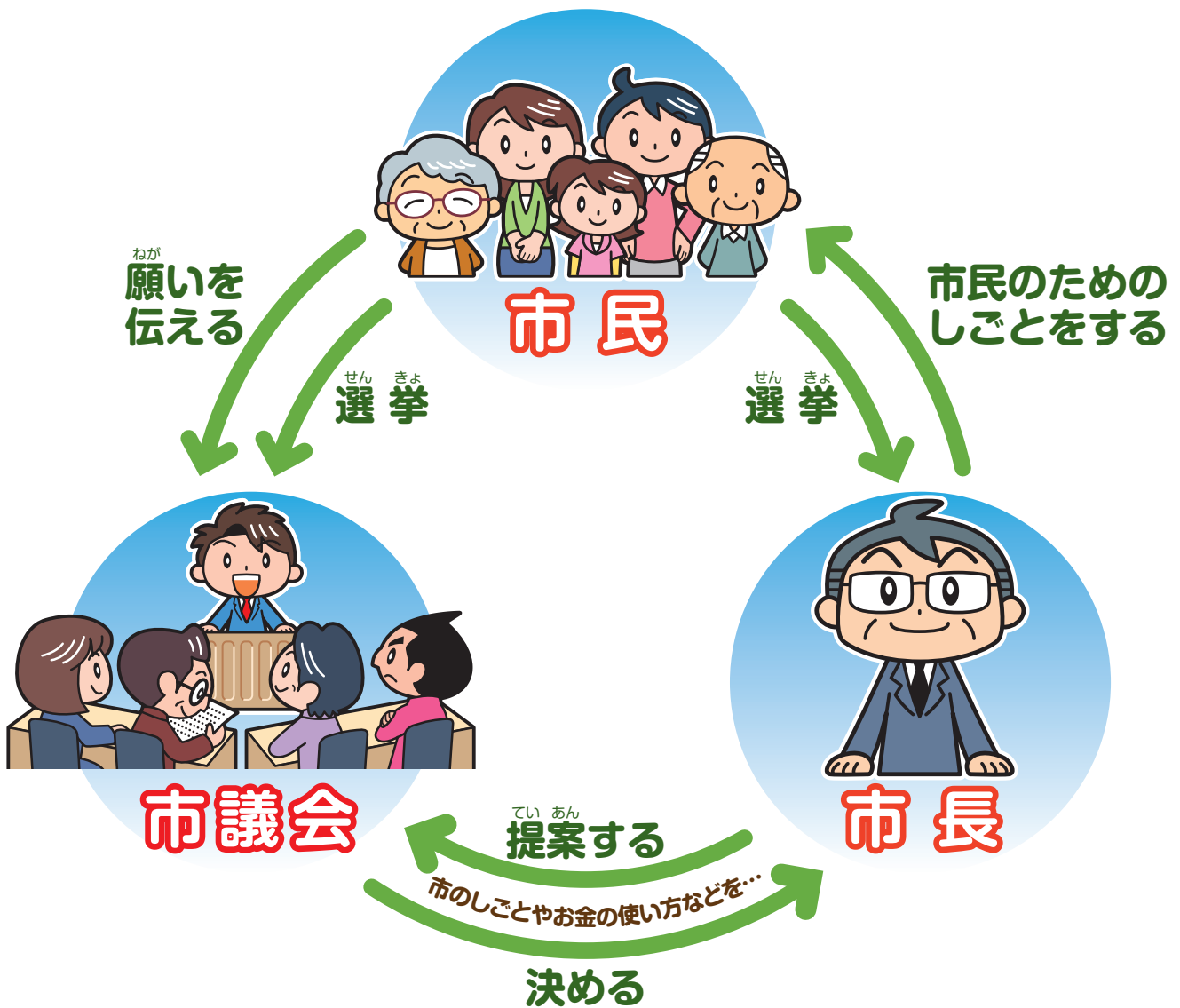
でも、市民が全員で話し合うのはむずかしいため、**選挙で選ばれた代表者(=議員)がみんなのかわりに話し合い**をします。

それが**市議会**です。わたしたちの生活と社会が、豊かでありよいものになるために、市議会は大切な役割をはたしています。

もくじ

- 01 市議会は何をすところ？
- 02 市議会のしくみと権限
- 03 市議会の活動の流れ
- 04 会議の種類と委員会活動
- 05 議場はこんなところですよ
- 06 議会のことばの説明と市議会のルール
- 07 わたしたちの願いを市議会に伝えるには
- 08 たとえば公園ができるまで
- 09 市議会の活動を知ろう！
- 10 川崎市議会クイズ

01 市議会は何をするところ？



川崎市議会は選挙（☆）で選ばれた市議会議員のあつまる場です。市議会では市長（☆）や議員からの提案をもとにいろいろな問題を話し合い、市のしごとの内容ややり方を決めます。また議会で決めたことが正しく行われているか、市民のくらしにどのように役立つのかわかる役目ももっています。

（☆）＝「06 議会のことばの説明と市議会のルール」をみてね



市議会と市長はおたがいに意見を出しあい、協力して、よりよい市民生活ができるように取りくんでいます。

【市議会のしくみ】

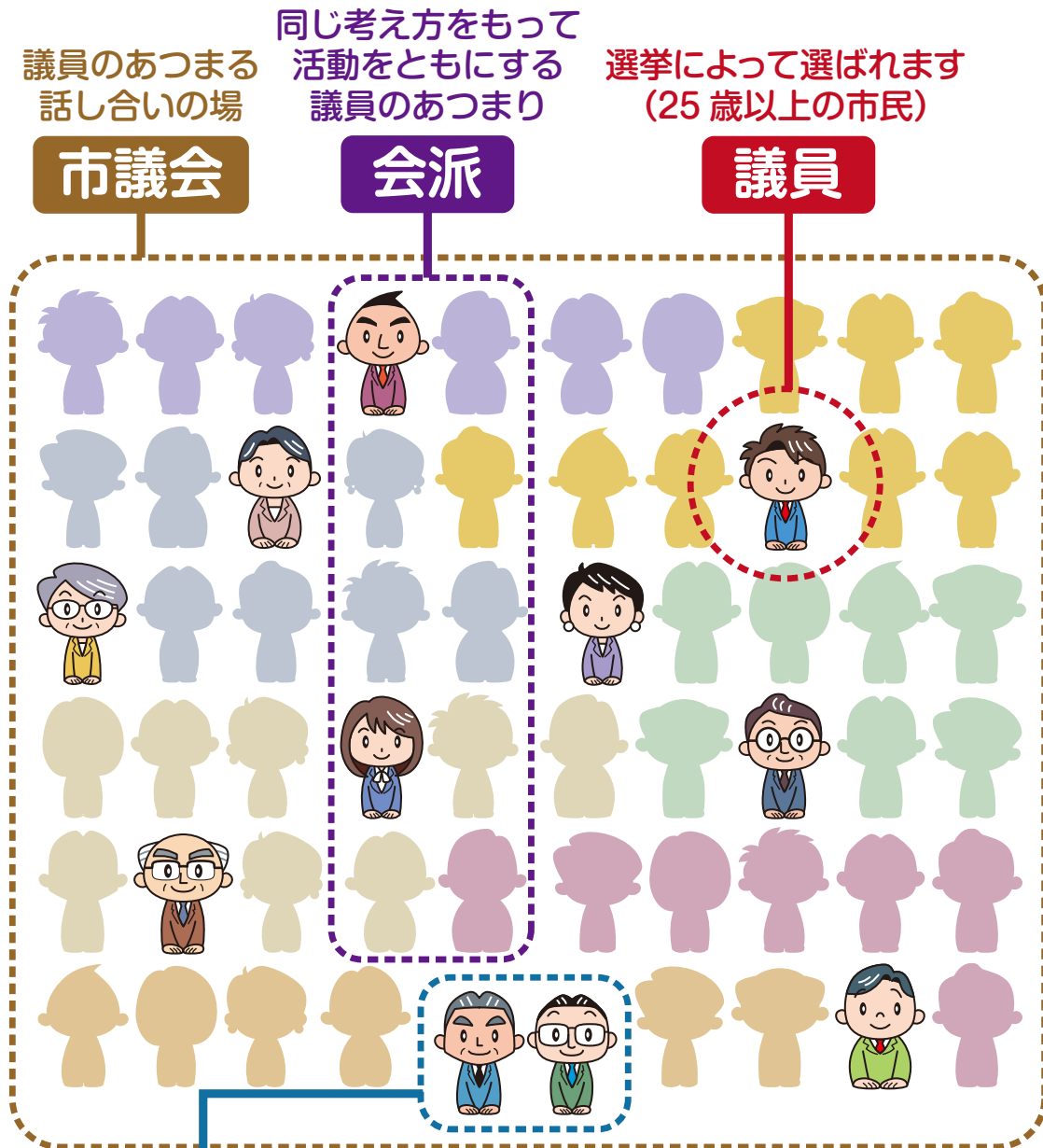
市議会は選挙で区ごとに選ばれた議員のあつまりです。

選挙は4年ごとに行われます。

市民は18歳以上になると議員を選ぶための投票(☆)ができる権利があります。

その権利を「選挙権」といいます。

(☆) = 「06 議会のことばの説明と市議会のルール」をみてね



議長と副議長

市議会で議員の中から
選ばれる、市議会の代表です

◎議長は、本会議の進行など、市議会での話し合いがスムーズに進むようにいろいろなしごとをします。

◎副議長は、議長のしごとを助けたり、議長がいないときなどに議長のかわりをします。

【市議会議員の人数】

川崎市議会には 60 人の議員がいます。
各区の議会人数は人口に比例して
決められています。



【市議会の権限】

市議会にはいろいろな権限（法律で決められた権利）があり、
これらをいかしてしごとをしています。

【議決権（ぎけつけん）】

- ・市議会の権限の中でもっとも基本的なものです。
- ・市民に直接関係するだいじなことは、市の決まりである「条例」で決められています。その条例（☆）を決めたり、改めたり、廃止したりすることが市議会の権限です。また、予算を決めることなども市議会の権限です。

【選挙権（せんきょけん）・同意権（どういけん）】

- ・市議会には議長、副議長などを選ぶため選挙をする権限「選挙権」があります。
- ・副市長などを市長が選ぶときに、よいと認める権限「同意権」があります。

【意見書提出権（いけんしよていしゅつけん）】

- ・市に関係のあることがらについて、国などへ意見書を提出することができます。

【検査権（けんさけん）・監査請求権（かんさせいきゅうけん）】

- ・市のしごとの内容について、書類をみてチェックしたり、監査委員に監査を請求したりすることができます。

【調査権（ちょうさけん）】

- ・市のしごとについて、調査することができます。

（☆）＝「06 議会のことばの説明と市議会のルール」をみてね



市議会は、市のしごとが正しく行われているのかチェックする役目もありますよ！

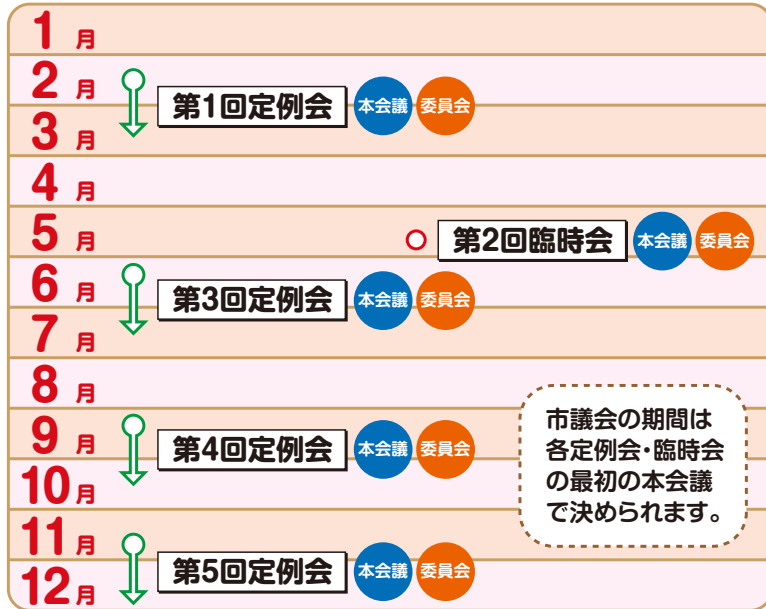
03 市議会の活動の流れ

市議会議員があつまって市議会が開かれます。

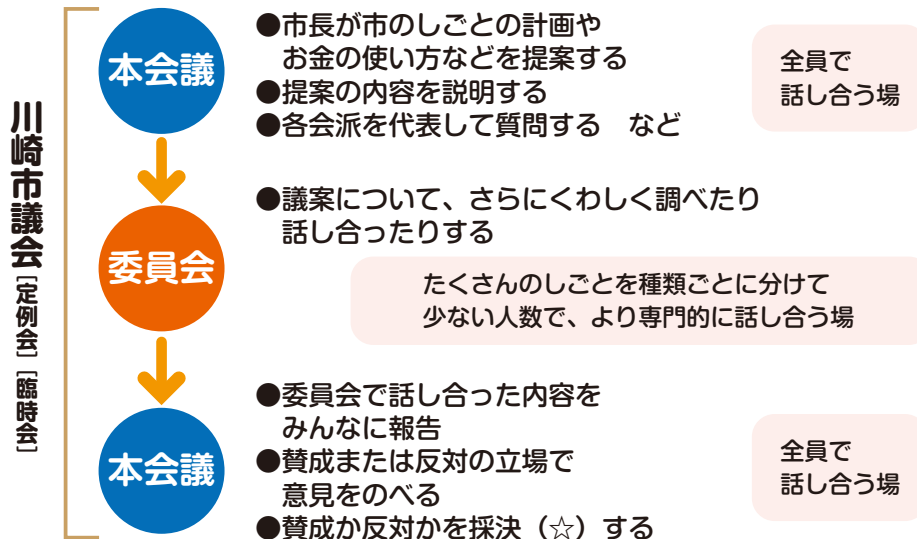
招集（☆）は市長が行います。市議会には定期的に行われる定例会と、必要なときに開かれる臨時会があります。

【市議会のスケジュール（例）】

（☆）＝「06 議会のことばの説明と市議会のルール」をみてね



市議会は、次のような流れで進められます。



ひとつの問題を、きめ細かく、専門的に検討し、できるだけよい答えがだせるように「本会議」と「委員会」の2つの形式で、話し合うんですよ。

04 会議の種類と委員会活動

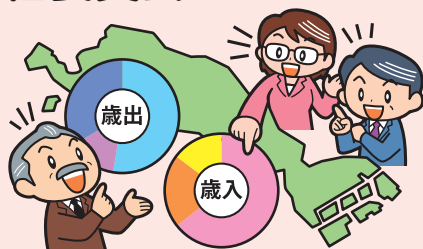
【本会議】

- ・議員全員があつまる会議です。
- ・話し合いには、議員の半数以上の出席が必要です。
- ・市長や議員が提出した議案（☆）などについて話し合い、市議会としての考えを決める会議です。
- ・市議会の考えは、多数決で決めます。

【委員会】

- ・たくさんのしごとを種類ごとに分けて、少人数でくわしく調べたり、話し合ったりします。
- ・現在は5つの常任委員会が設置されています。

5つの常任委員会



そうむ いんかい
【総務委員会】

市の基本計画、財政、消費生活、商工業、
臨海部などについて審査



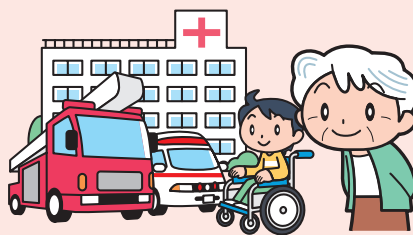
ぶんきょう いんかい
【文教委員会】

交通安全、文化、スポーツ、
保育園、学校などについて審査



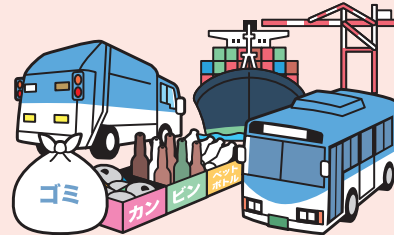
いんかい
【まちづくり委員会】

都市計画、道路、河川、住宅、公園
などについて審査



けんこうふくし いんかい
【健康福祉委員会】

お年寄り、障がい者、保健衛生、
病院、消防などについて審査



かんきょう いんかい
【環境委員会】

ごみ、環境、港、水道、市営バス
などについて審査

- ・議員は必ずどれかの常任委員会に入っています。
- ・委員会で話し合われたことは本会議に報告され、採決（☆）に役立てられます。
- ・ほかにも「特別委員会」「議会運営委員会」などがあります。

【特別委員会】・・・必要に応じてつくられる委員会です

【議会運営委員会】・・・議会活動をスムーズにすすめるために開かれます

05 議場はこんなところです

【議場（本会議場）】



傍聴席からみた議場（本会議場）の様子



議員席の後ろにある記者席と傍聴席

【委員会室】



議員は一人一人がすべて市民の代表者です。だれもが責任をもった発言がしやすいように、席の向きや配置が工夫されています。

06 議会のことばの説明と市議会のルール

市議会について知ろうとすると、むずかしい言葉がたくさん出てきますね。
主なものについて、かんたんに説明します。

【議会のことばの説明】 (50 音順)

【議案 (ぎあん)】

市長が市議会に提案する「市のしごとの計画」、「市のルール」、「市のお金の使い方」など、市議会で話し合われるテーマのひとつひとつを「議案」といいます。

【採決 (さいけつ)】

市議会での話し合いにもとづいて、賛成か反対かを多数決で決めることを採決といっています。

【市長 (しちょう)】

市議会議員と同じ「市民の代表者」であり、「市のしごと」を計画し、実際に行う責任者です。市議会と市長は、市のしごとが正しく進められ、よりよい社会づくりに役立つように、協力し合う関係です。

【招集 (しょうしゅう)】

市議会を開くために議員をあつめることを招集といっています。招集は市長が行います。

【条例 (じょうれい)】

市議会で決定された市のルールが「条例」です。同じように、国のルールのことを「法律」と呼びます。

【選挙 (せんきょ)】

国会議員、知事や県議会議員、市長や市議会議員などは「選挙」をつうじて選ばれます。川崎市議会議員に立候補できるのは、25 歳以上の市民で、4 年に一度、選挙が行われます。

【投票 (とうひょう)】

18 歳以上の人には「選挙権」という権利があり、選挙のときに、投票所へ行って、自分の選んだ立候補者に、投票することができます。

【市議会のルール】

【定足数 (ていそくすう) の原則 (げんそく)】

市議会を開くには、議員定数 (60人) の議員の半分以上の出席が必要です。

【会議公開 (かいぎこうかい) の原則】

本会議は原則として公開されています。

【過半数議決 (かはんすうぎけつ) の原則】

市議会の議事は、原則として出席議員の過半数で決めます。

【会期不継続 (かいきふけいぞく) の原則】

会期中に議決できなかった議案などの案件は、次の議会に継続することはできません。

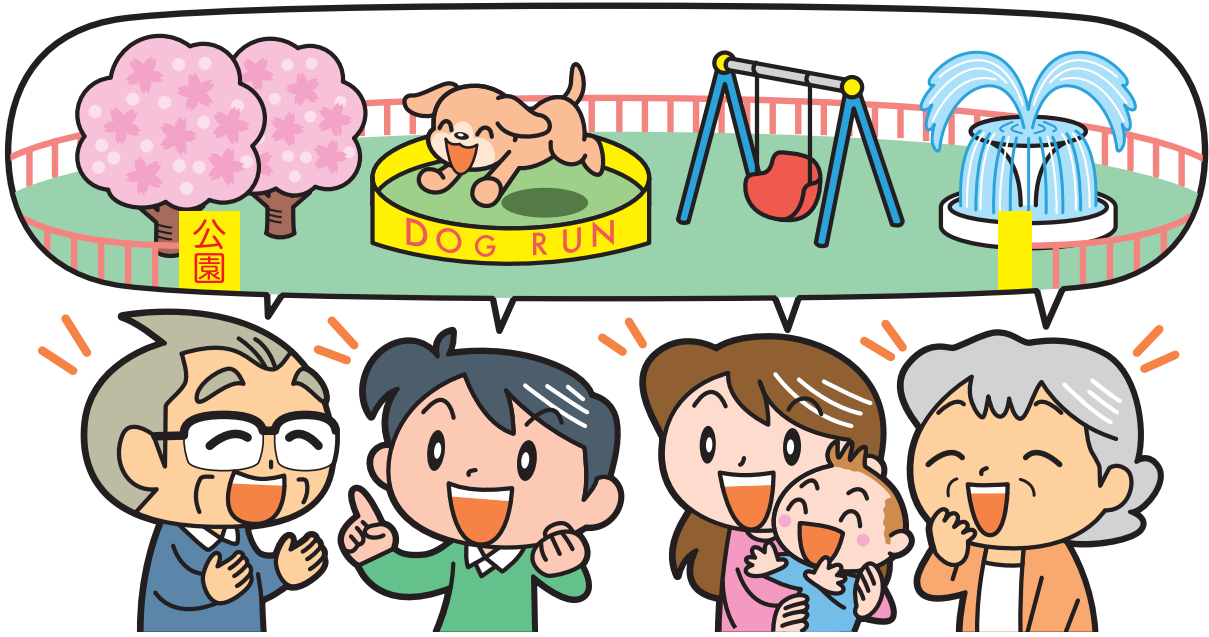
【一事不再議 (いちじふさいぎ) の原則】

市議会で議決された議案などの案件は、同じ会期中にふたたび提出することはできません。



たくさん出てきましたが分かりましたか？
議会のしくみが理解できるといいですね。

07 わたしたちの願いを市議会に伝えるには



市民のみなさんが川崎市議会に要望を伝えたいときには次のような方法があります。

【請願・陳情（せいがん・ちんじょう）】

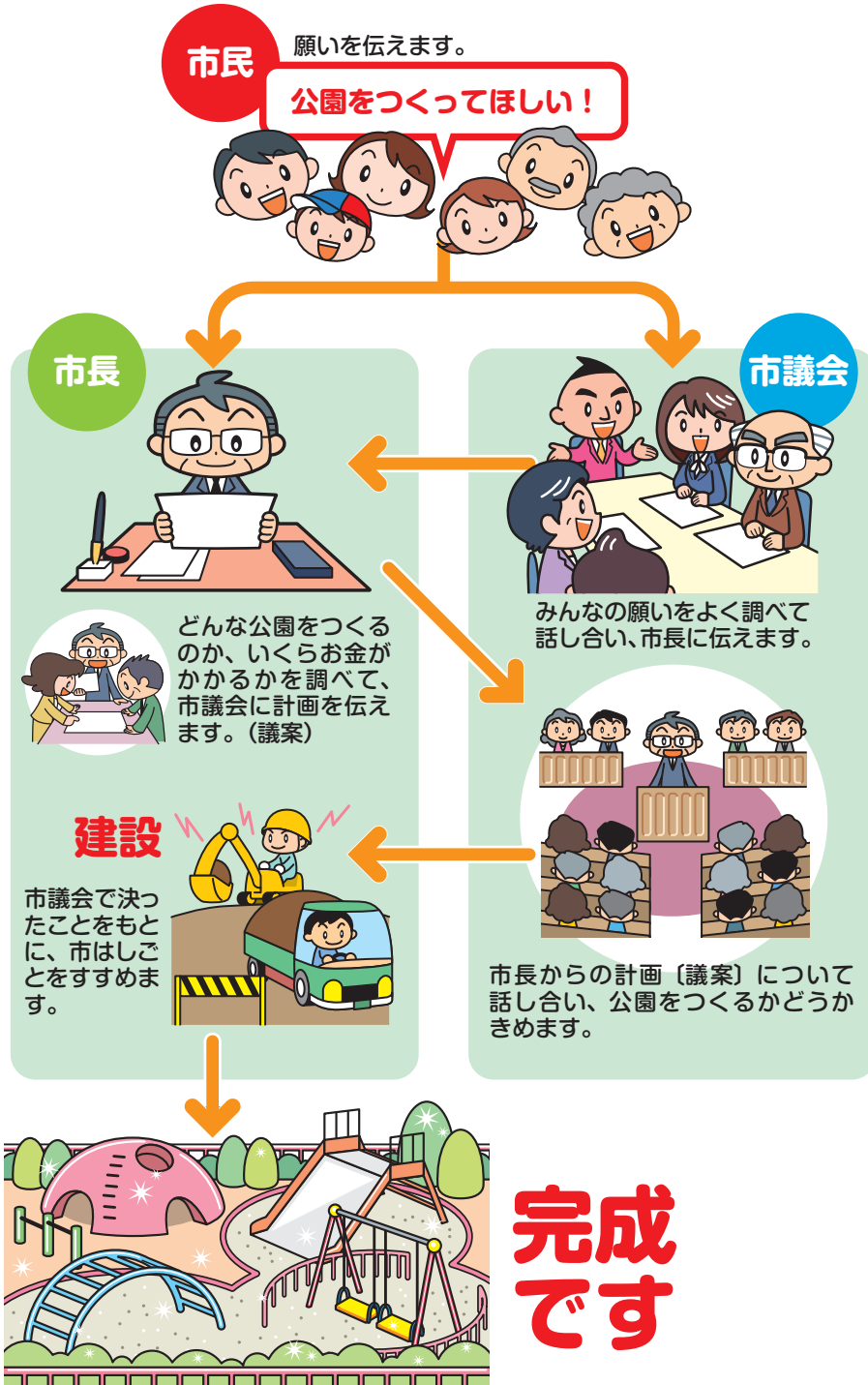
川崎市のごとなどに要望があるときは、市議会に直接、文書で伝えることができます。

議員をとおして提出するものを「請願」といいます。

議員をとおさずに提出するものを「陳情」といいます。

08 たとえば公園ができるまで

市民からの要望があると、議会はこのように話し合いをかさねます。
地域にとっての願いである「公園の建設」もさまざまな考え方をもちた多くの議員によって検討され、市のしごととして実現します。



このように市議会で十分に話し合って決定したことにもとづいて、市はしごとをすすめています。

09 市議会の活動を知ろう!

市議会の活動について知る方法はたくさんあります。

【傍聴(ぼうちょう)】

本会議や委員会でのようなことが話し合われているのか、みなさんも直接そのようすを見たり、聞いたりすることができます。これを傍聴といいます。

【議会中継(ぎかいちゅうけい)】

本会議などのようすを市議会のホームページから生中継や録画中継で見ることができます。パソコンのほか、スマートフォンやタブレットからでも見ることができます。また、各区役所などのモニターテレビでも生中継を見ることができます。

【議会広報紙(ぎかいこうほうし)】

広報紙「議会かわさき」を発行して市議会の活動内容をお知らせしています。川崎市内の町内会や自治会などを通じて配布するほか、市議会ホームページでも読むことができます。(2・5・9・11月発行)

【市議会ホームページ・Facebook(フェイスブック)・Twitter(ツイッター)】

<http://www.city.kawasaki.jp/council/>

みなさんが見ている「キッズページ」のほか、大人向けのページでは、さらにくわしい内容を知ることができます。

- ・市議会のしくみ、市議会議員の名簿めいぼ、会議の日程、結果など
- ・本会議などの会議録
- ・インターネットの議会中継(生中継、録画中継)
- ・広報紙「議会かわさき」

市議会ホームページのほかにも、Facebook(フェイスブック)やTwitter(ツイッター)でも市議会の情報じょうほうを発信しています。

【テレビ放映(てれびほうえい)】

議長と副議長の対談、各会派の座談会ざだんかいなどをテレビ番組として放映ほうえいしています。



市議会で話し合っている内容は、誰でも知ることができます。インターネットでも実際の議会のやりとりがみられるんですよ。



10 川崎市議会クイズ

10 (1/2)

さあ、「こんにちは川崎市議会です」を参考にしてこれから出題されるクイズに挑戦してみよう！

Q1

選挙で選ばれた市民の代表者が集まり、市のしごとやお金の使い方などを決めているところは？

- ①国会 ②生徒会 ③市議会

Q2

市議会議員を選挙で選ぶことができるのは何歳(さい)からかな？

- ①15歳 ②18歳 ③20歳

Q3

市議会議員の任期(しごとを行う期間)は何年かな？

- ①2年 ②4年 ③10年

Q4

議員全員が集まる会議で、市長や議員が提出した議案について話し合い、市議会としての考えを決める会議は？

- ①職員会議 ②常任委員会 ③本会議

Q5

川崎市のしごとなどに要望があるときに、市議会議員をとおして提出するものは？

- ①議案 ②^{せい がん}請願 ③^{ちん じょう}陳情

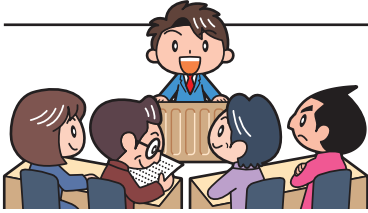
クイズのこたえは次のページです→

さいごに…



みんなの生活に関係することは、みんなで決めてルールを守っていくことが大切です。私たち川崎市議会もよりよいまちをつくるためにがんばっていきます。

1 のこたえ し ぎ かい 正解は… ③ 市 議 会



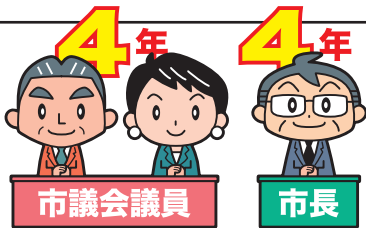
市議会では、いろいろな問題を話し合い、市のしごとの内容ややり方を決めています。また、議会で決めたことが正しく行われているか、市民の暮らしにどのように役立っているかをチェックしています。

2 のこたえ さい 正解は… ② 18 歳



市議会議員を選挙で選ぶことができる人は 18 歳以上の市民で、市議会議員に立候補できる人は 25 歳以上の市民です。

3 のこたえ 正解は… ② 4 年



法律により市議会議員の任期は 4 年と決められています。(市長の任期も 4 年です。)

4 のこたえ ほん かい ぎ 正解は… ③ 本 会 議



議員の半数以上の出席が必要で、市議会としての考えは多数決で決めます。

5 のこたえ せい がん 正解は… ② 請 願

議員をとおして提出するものを請願といい、議員をとおさずに提出するものを陳情ちんじょうといいます。

